























第一師團長官より各部隊長官へ  
第一師團長官より各部隊長官へ  
第一師團長官より各部隊長官へ  
第一師團長官より各部隊長官へ  
第一師團長官より各部隊長官へ  
第一師團長官より各部隊長官へ  
第一師團長官より各部隊長官へ  
第一師團長官より各部隊長官へ  
第一師團長官より各部隊長官へ  
第一師團長官より各部隊長官へ

第一師團長官より各部隊長官へ  
第一師團長官より各部隊長官へ  
第一師團長官より各部隊長官へ  
第一師團長官より各部隊長官へ  
第一師團長官より各部隊長官へ  
第一師團長官より各部隊長官へ  
第一師團長官より各部隊長官へ  
第一師團長官より各部隊長官へ  
第一師團長官より各部隊長官へ  
第一師團長官より各部隊長官へ

製作命活第五號

豊第五六四七部隊命令

八月八日九時  
野原 出

一 前隊ハ速ニ製塩業務ニ當ルニシテス

二 自清林内ニ於テ生田中尉ハ第一大隊指揮シ九日及利  
海岸ニ製塩場ヲ準備シ第五項ニ製塩勤務ニシテ十月ヨリ製塩作業ヲ開始  
スベシ

製塩料畫ハ別ニ示ス

三 第二隊ハ製塩場準備ノタメ五人員ヲ九月八時沙川國民學校ニ差出シ秋  
生田中尉ノ指揮ニ受ケシムベシ

指揮官 准尉 第二中隊 下士官 一兵九

四 第三隊ハ下士官ノ指揮スル兵三〇ヲ以テ九月終日宿營地及其ノ周邊ニ  
於テ燃料用物料ヲ收束シ及利製塩場ニ搬送シムベシ

五 各隊ハ製塩勤務ノタメ九月八時沙川國民學校ニ至リ下士官兵ヲ差出シ  
秋生田中尉ノ指揮ニ受ケシムベシ

六 第一中隊 大 二  
第七中隊 大 二

七 各勤務ハ十月服役トシ前後中隊ヲ線下ニ差出スベシトス  
下士官製塩場ニ差出スルニシテ給養係部隊本部擔任スベシ  
又各大隊隊列ハ十一月以降輪番毎日輕重車一車輛分ノ燃料ヲ製塩場ニ搬  
送スベシ

八 十一月第一隊隊列服役スルニシテス  
九 大兵隊ハ九月末ヨリ通リニ製塩用資ヲ製塩場ニ送付スベシ  
其ノ細則ハ別紙ニ示シテシム

部隊長 梶 大 佐

下達云 印刷交付  
配而元 大 中 隊 八 號

紀元命活第六號

豊第五四七部隊命令

八月十四日 五

一 本團八明年より大正代ルハ植物性食糧自給率トシテ新ニ本島白鳳豆生産ヲ圖ル  
 二 部隊八集團全團基ニ自置ニテ栽培管理ニ努メ月産量多ク獲得シテ之トス  
 三 各隊八別紙計畫書據リ自置ニテ栽培管理ニ努メ月産量多ク獲得シテ之トス  
 四 自置ニテ栽培中村八月二十日第五項ノ人員ヲ現地教育ノ實施ス  
 五 各隊八別紙計畫書據リ自置ニテ栽培管理ニ努メ月産量多ク獲得シテ之トス  
 六 各隊八別紙計畫書據リ自置ニテ栽培管理ニ努メ月産量多ク獲得シテ之トス

部隊長

記

大佐

一 本團八明年より大正代ルハ植物性食糧自給率トシテ新ニ本島白鳳豆生産ヲ圖ル  
 二 部隊八集團全團基ニ自置ニテ栽培管理ニ努メ月産量多ク獲得シテ之トス  
 三 各隊八別紙計畫書據リ自置ニテ栽培管理ニ努メ月産量多ク獲得シテ之トス  
 四 自置ニテ栽培中村八月二十日第五項ノ人員ヲ現地教育ノ實施ス  
 五 各隊八別紙計畫書據リ自置ニテ栽培管理ニ努メ月産量多ク獲得シテ之トス  
 六 各隊八別紙計畫書據リ自置ニテ栽培管理ニ努メ月産量多ク獲得シテ之トス

一 本團八明年より大正代ルハ植物性食糧自給率トシテ新ニ本島白鳳豆生産ヲ圖ル  
 二 部隊八集團全團基ニ自置ニテ栽培管理ニ努メ月産量多ク獲得シテ之トス  
 三 各隊八別紙計畫書據リ自置ニテ栽培管理ニ努メ月産量多ク獲得シテ之トス  
 四 自置ニテ栽培中村八月二十日第五項ノ人員ヲ現地教育ノ實施ス  
 五 各隊八別紙計畫書據リ自置ニテ栽培管理ニ努メ月産量多ク獲得シテ之トス  
 六 各隊八別紙計畫書據リ自置ニテ栽培管理ニ努メ月産量多ク獲得シテ之トス

一 本團八明年より大正代ルハ植物性食糧自給率トシテ新ニ本島白鳳豆生産ヲ圖ル  
 二 部隊八集團全團基ニ自置ニテ栽培管理ニ努メ月産量多ク獲得シテ之トス  
 三 各隊八別紙計畫書據リ自置ニテ栽培管理ニ努メ月産量多ク獲得シテ之トス  
 四 自置ニテ栽培中村八月二十日第五項ノ人員ヲ現地教育ノ實施ス  
 五 各隊八別紙計畫書據リ自置ニテ栽培管理ニ努メ月産量多ク獲得シテ之トス  
 六 各隊八別紙計畫書據リ自置ニテ栽培管理ニ努メ月産量多ク獲得シテ之トス

(終)

陸軍省令第...  
陸軍省令第...

陸軍省令 第五六四七號 部隊命令

八月十四日 陸軍省 第五

一、第一師團司令部に附屬する各部隊に交付せしむる

二、第一師團司令部に附屬する各部隊に交付せしむる

三、第一師團司令部に附屬する各部隊に交付せしむる

四、第一師團司令部に附屬する各部隊に交付せしむる

五、第一師團司令部に附屬する各部隊に交付せしむる

六、第一師團司令部に附屬する各部隊に交付せしむる

七、第一師團司令部に附屬する各部隊に交付せしむる

八、第一師團司令部に附屬する各部隊に交付せしむる

九、第一師團司令部に附屬する各部隊に交付せしむる

十、第一師團司令部に附屬する各部隊に交付せしむる

十一、第一師團司令部に附屬する各部隊に交付せしむる

十二、第一師團司令部に附屬する各部隊に交付せしむる

十三、第一師團司令部に附屬する各部隊に交付せしむる

十四、第一師團司令部に附屬する各部隊に交付せしむる

十五、第一師團司令部に附屬する各部隊に交付せしむる

十六、第一師團司令部に附屬する各部隊に交付せしむる

十七、第一師團司令部に附屬する各部隊に交付せしむる

十八、第一師團司令部に附屬する各部隊に交付せしむる

十九、第一師團司令部に附屬する各部隊に交付せしむる

二十、第一師團司令部に附屬する各部隊に交付せしむる

二十一、第一師團司令部に附屬する各部隊に交付せしむる

二十二、第一師團司令部に附屬する各部隊に交付せしむる

二十三、第一師團司令部に附屬する各部隊に交付せしむる

二十四、第一師團司令部に附屬する各部隊に交付せしむる

二十五、第一師團司令部に附屬する各部隊に交付せしむる

續行セントシツアリ

歩兵大隊長ハイグマ陣地ニ向ヒ前進ス

指導 其ノ三

- 一 狀況(其ノ三)ニヨリサルコソマニ效力射ヲ實施スシム
- 二 連絡班ノ派遣ハ統裁官ノ許ニ又中隊ノ觀測所
- (衛助觀測所)ノ推進ハ衛助官ニ於テ準備ノミ行ハシム

第五六四七部隊命令

八月十日

一 部隊ノ農料自活作物審査會ヲ施行セトス

二 各隊ハ左ノ要領ニ依リ審査會ニ参加スベシ

八月十日 八月十八日九時 二 場所 野原出部隊本部

部隊長 梶 大佐

下連隊 中副支隊

糧食命令活第五號ノ送料機送入收然續行スルモノトス

細部ハ渡邊大尉ヲシテ指示セシム

部隊長 梶 大佐

下連隊 中副支隊

自活掛秋生田中尉ハ前項ノ燃料ヲ受領シ作業ノ円滑ヲ圖ルベシ

續行セントシツツアリ

歩兵大隊長ハイクマ陣地ニ向ヒ前進ス

裏ニ引續キ重兵ヲ左ニ保持シ當面ノ敵陣地ニ突入シ一撃ニ通過南北ノ線ニ進出スルニ決シ十一月十三日迄ニ諸準備ヲ完了セリ

二右翼隊直前ニ任務ヲ負スル野砲第一大隊ハ

一前隊自活排ヲ左ノ通り先命ス



第二大隊 八月十六日  
第一大隊 八月十七日

指揮命令第五號ノ燃料搬送ハ依然待行スルモノトス

前部ハ渡邊大尉ヲ指示セシム

四自活排秋生田中尉ハ前項ノ燃料ヲ受領シ作業ノ円滑ヲ圖ルベシ

部隊長 梶 大 佐

下達法 印刷交付  
配列先 各大隊

續行セントシツツアリ

歩兵大隊長ハイグマ陣地ニ向ヒ前進ス

真ニ引續キ重兵ヲ左ニ保持シ營面ニ敵陣地ニ



梶原命活第一〇號

豊第五六四七部隊命令

八月十三日十四日  
一 夜 五時

一 製造作業ハ予期ノ成果ヲ收メテシテ

二 部隊ハ製造用燃料ヲ確保シ業務ノ円滑ヲ期セシトス

三 各大隊ハ將校ヲ指揮官トシ左ノ日次ニ有地ヨリ輸送車十車兩分ノ製造用燃料

(九六)ヲ左利製造場ニ搬送セシムベシ

第三大隊

八月十五日

第二大隊

八月十六日

第一大隊

八月十七日

梶原命活第五號ノ燃料搬送ニ依然續行スルモノトス

細部ハ渡邊大尉ヲシテ指示セシム

四 自活掛秋生田中尉ハ前項ノ燃料ヲ受領シ作業ノ円滑ヲ圖ルベシ

部隊長 梶 大 佐

下達法 印刷交付  
配布先 各大隊



發之ヲ降下ス

三、所發ノ砲臺ニ砲兵ヲ配置ス

第二十五條 部隊要ハ射撃演習場破綻ニ資善使用等ヲ行フ一週間前ニ豫定日副編所定位置ヲ射撃、建設及資善使用中交通遮断ヲ要スベキ道路ヲ記載セル要圖ヲ添ヘ管理官ニ報告（持久瓦斯ヲ使用セントスルトキハ併購）スルト共ニ之ヲ副編所定命令官ニ通報シ且該路アル部隊、地方官、公衛等ニ通報シ要スレバ交通遮断其ノ他所要事項ヲ要スルモノトス

第二十六條 前條ノ外訂練場ニ於ケル砲臺ニ強シテハ各兵射撃技能及爆破技能等ニ訓練スルモノトス

八月十日

言	備	日六十二
講評八月十七日十七時ヨリ野原去入部ニテ行フ、大中隊長、副官、少佐、少尉、小野（主中尉）	二、補助官、西本少佐、大村、渡邊大尉、斗石大尉、吉本中尉、小野中尉、川口少尉	教育 一、特教、下管、射撃、自他教育
集合ハ八時トス	①各員自ラ着服 ②自他砲臺ノ要圖入 ③自他砲臺ノ位置 ④自他砲臺ノ構造 ⑤自他砲臺ノ射撃 ⑥自他砲臺ノ管理 ⑦自他砲臺ノ訓練 ⑧自他砲臺ノ報告 ⑨自他砲臺ノ通報 ⑩自他砲臺ノ要領	自他砲臺ノ要領 自他砲臺ノ位置 自他砲臺ノ構造 自他砲臺ノ射撃 自他砲臺ノ管理 自他砲臺ノ訓練 自他砲臺ノ報告 自他砲臺ノ通報 自他砲臺ノ要領